

砂 川 市 訓 令 第 1 6 号

令和 5年 3月 3 1 日

砂川市市長交際費支出基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市市長交際費支出基準の一部を改正する訓令

砂川市市長交際費支出基準（平成18年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「が非公開情報」を「が不開示情報」に、「第8条の非公開情報」を「第8条各号に規定する不開示情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。